

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

### 1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人人材パワーアップセンター
所在地	千葉県松戸市椴台1-25-6 ハーベストヒル101
評価実施期間	2024年5月15日～2024年12月20日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	AIAINURSERY豊四季 アイアイナーサリートヨシキ		
所在地	〒277-0863 千葉県柏市豊四季301-89		
交通手段	徒歩、自転車 電車、バス		
電 話	04-7137-9927	FAX	04-7137-9937
ホームページ	nursery.aiai-cc.co.jp/facility/toyoshiki/		
経営法人	AIAI Child Care株式会社		
開設年月日	2021年4月1日		
併設しているサービス	AIAI PLUS(児童発達支援、保育所等訪問支援)		

#### (2) サービス内容

対象地域	柏市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	12	18	18	18	18	90		
敷地面積	991.91㎡			保育面積		339.59㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科検診年2回、歯科検診年1回、毎月の身体測定								
食事	朝おやつ(0,1,2歳児のみ)、昼食、午後おやつを提供								
利用時間	午前7時00分～午後7時00分								
休 日	日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日まで)								
地域との交流	幼保こ小連携、行事での小学校、中学校交流								
保護者会活動	年2回								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	13人	14人	27人	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	10人	1人	2人	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0人	1人	0人	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	柏市保育運営課	
申請窓口開設時間	午前8時30分～午後5時15分	
申請時注意事項	就労証明書、母子手帳持参 面接有	
サービス決定までの時間	全月5日までに申請	
入所相談	窓口有	
利用代金	所得に準ずる	
食事代金	副食費5000円、主食費1000円	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	子どもたちを「未来の力」と位置付け、子ども達が将来、社会に貢献し、活躍出来る存在となるために、保育理念のもと、「人間関係の向上／社会力の育成」「精神衛生の向上／養護力の育成」「身体機能の向上／人間力の育成」を保育目標とし、取り組んでいきます。そして、「子どもたちが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」笑顔と元気の溢れた園を創造していきます。
---------------------	--

<p>特 徴</p>	<p>AIAIグループでは、東京都、千葉県、神奈川県、大阪市内で認可保育（AIAI NURSERY）と児童発達支援（AIAI PLUS）を展開しています。このエリアでは「保育」と「療育」と「教育」の3つの「育」を一体的に提供する「AIAI三育圏」を展開しています。</p> <p>AIAI NURSERYでは保育の特色として、以下のような取り組みを保育に取り入れています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特化型「学習プログラム」</li> <li>・作業療法士が考案した「運動プログラム」</li> <li>・モンテッソーリ教育に基づく「英語プログラム」</li> <li>・世代を超えた「相互作用」</li> <li>・子どもを夢中にする「園庭遊具」AINI(アイニー)</li> <li>・子どもの育ち「共有ツール」</li> </ul> <p>なお、それぞれのプログラムは個別に取り出して行われるものではなく、子どもの意欲や主体性に基づく「自発的な活動」として、また、生活や遊びの一部として、展開されていくもので、環境を通して実践されていきます。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>「子どもの才能が伸びる園」として、小学校入学を見据えて一人ひとりに個別の机と椅子を用意した学習室を備えるとともに、文字や数字の読み書きや英語に親しむ知識教育プログラムのほか、数や量の感覚、課題解決力を育む思考教育プログラムを導入し、充実した幼児教育カリキュラムを実施しています。また、オリジナル大型遊具「AINI（アイニー）」など、安全・安心に配慮しながら、お友達や保育者との遊びを通じた学びの環境を整備し、子どもたちの成長をサポートしています。</p> <p>子どもたちは無限の可能性を持って、日々成長していきます。</p> <p>「AIAI NURSERY」では、家庭的なあたたかい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりの欲求に耳と心をかたむけ、寄り添い、それぞれが「生まれながらに持った素晴らしい力」を大切にしながら、豊かな成長を遂げられるよう見守っていきます。</p> <p>そして、子どもたち自らが明るい未来を創っていく基礎となる、「笑顔と元気」「生きる力と考える力」を養っていきます。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

<b>(特に力を入れて取り組んでいること)</b>
<b>1. 充実した幼児教育カリキュラムを実施しています。</b>
園内に広い学習室を設け、様々な教育プログラムを提供しています。教育目標は「知識教育」と思考教育」とし、文字や数字の読み書きや英語に親しむ知識教育プログラム、数や量の感覚、課題解決を育む思考教育プログラムを設け、教育活動を行っています。園内で実施するIQパズルプログラムは保護者が、参加した各園児のファイルをエントランスで閲覧でき、子どもたちの学習の進捗状況が確認できる仕組みとしています。
<b>2. 当園はグループ園のエリア統括園として模範保育を行っています。</b>
AIAI NURSERYグループはエリアを分け、母店としてエリア内の園を統括する仕組みがあり、当園はその母店となっています。当グループには内部監査の仕組みがあり、本社監査部担当者と現場から選任された施設長が監査員となり、本社が予告なく選出した園で実施します。監査は本社が独自に作成した「保育所インスペクトシート」のフォーマットを使い、250点のチェック項目を設けて点数を付け、6段階のランク付けを行います。結果はすべて全園に公開されます。それぞれの園の施設長をはじめ職員は高評価を得るため、日常的により良い保育に取り組むモチベーションとなり、利用者満足度の向上につながる仕組みとなっています。当園はエリア統括の母店として、この監査ではトップのSランクを取るなど、全園の模範となる活動を行っています。
<b>3. IT化を進め独自のアプリケーションを利用し、保護者の利便性の向上及び職員の作業負担軽減を実現しています</b>
AIAI本社が独自で利用者及び職員の利便性を高めるため、独自のアプリケーションを開発し、園での実用化をしています。当園で運用するCCS(チャイルドケアシステム)は午睡時にセンサーを使い入眠時間、体温、うつぶせなどを職員がPCやタブレットで管理することが出来ます。そのため、園児の健康状態のリアルタイムでの把握と緊急時の迅速な対応で安全の確保を可能にしています。また、連絡帳は紙ベースでなく、PC、スマホ、タブレットを使い保護者、担当職員の利便性を高めた情報のやり取りを行います。
<b>4. 子どもが主役の保育活動を展開</b>
保育室内はよく整理整頓されていて、清潔感一杯の落ち着いた環境となっています。子ども一人ひとりのロッカーの持ち物もとかく雑然となりがちなところを統一したケースに収まり、おもちゃ棚には写真付きのおもちゃ箱が整然と並び子どもにわかりやすいよう、そして自由に取出して遊ぶことができるよう工夫しています。保育者は2ヶ月に1回のペースで保育活動の様子を動画に撮り、3つの視点で話し合いを重ねることで子どもの主体性を認識し、保育者の行動の再確認を行う学びとなる「ビデオカンファレンス」を継続的にを行っています。例えば、子どもたちの当番活動の際、保育者からの子どもの主体性を発揮できるような働きかけで、子どもたちが元気に取り組む姿があります。
<b>(さらに取り組みが望まれるところ)</b>
<b>1. 苦情・要望の受付窓口の周知徹底に期待します。</b>
苦情を受け付ける体制や仕組みは十分に整っていますが苦情受付担当者が利用者に対しての周知が十分ではありません。今後何らかの対策をとり、周知を図る工夫をすることに期待します。
<b>(評価を受けて、受審事業者の取り組み)</b>
この度第三者評価を受審することで、取り組まなければいけないことをあらためて確認することができました。そこまでは予想できていたのですが、自分たちの強みを確認する機会にもなったことの意味は大きいと考えています。何をしているか、何が出来ているかは当然ですが、何よりも「どんな思いを持って保育を行っているか」という点について力を入れて評価してもらえたことで、更に思いを高めていこうという意欲を刺激されました。この意欲こそ、保育の質を高めていく原動力であり、保育者の主体的な活動に繋がっていくものと考えているので、本当にありがたく思っています。第三者に対して保育の重要性をいかに伝えるかは、保育者としての大きな課題であるため、評価者に対して保育をどのような言葉を使って伝えるかを考えるという意味で、第三者評価を受審することの意義を感じています。少子化の今、そして社会のあり方を見直す必要のある今、社会全体で乳幼児教育をどう捉え取り組んでいくかはますます重要になってきます。第三者評価が、単に運営面を評価するだけでなく、その保育というものの価値を新たな角度から発信してくれることを期待しています。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	5	0	
			4 人材の確保・養成	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
		8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。		4	0	
		9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。		5	0	
		10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。		5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育の質の向上への取り組み	3	0	
			16 提供する教育及び保育の標準化	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4			0		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		0			
子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0			
	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0			
	29 食育の推進に努めている。	5	0			
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
		計	136	0		

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 理念・方針は事業計画・入園案内・配付リーフレット・ホームページなどに明記しています。この理念・方針から目指す方向や使命が読み取れます。保育理念は「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」と掲げています。保育方針は「向上目的/人間関係の向上・精神衛生の向上・身体機能の向上」及び「育成目標/社会力の育成・養護力の育成・人間力の育成」として具体的な保育活動につなげています。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 法人は、独自に作成した「社史」や「就労の心得」を全職員に配布し、新規採用者の研修において、理念や方針についての詳しい説明を行っています。理念や方針は、朝礼で唱和することで意識を高め、いつでも振り返ることができるよう、園のエンタランスに掲示しています。また、職員全員で理念や方針の「因数分解」と称して、言葉の意味を深掘りし、各自がその解釈を共有しています。このプロセスを通じて、行動レベルで今後の業務にどのように活かすかを考え、実行後に振り返りを行うことで、理念に基づいた保育の具現化に取り組んでいます。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 利用者への理念や保育方針の理解を深めるために、園見学の際にはリーフレットを使用して理念や方針の説明を行っています。また、入園前の全体説明会では、入園案内のパンフレットや重要事項説明書を用いて、具体的な内容を改めて説明しています。その後、個人面談において、一人ひとりの質問や疑問に丁寧に対応することで、理解をさらに促進しています。また、園だよりやホームページでは、日常の保育活動にどのように理念や保育方針を取り入れているかを説明し、毎日更新されているブログでは保育活動や子どもたちの日常の様子を報告しています。さらに、年に2回配布する「AIAIレポート」では、子ども一人ひとりに応じた保育目標に基づき、支援の方法や結果を記載することで、園の方針や取り組みについての周知を図っています。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 主任を中心に、年間計画や年間行事、安全計画などを作成し、それを基に各担当が話し合いを通じて保育計画を立てています。これらの計画に基づき、組織的に職員全体が行事や日々の保育に取り組んでいます。主任は職員会議や副主任会議においても中心的な役割を担い、計画の取りまとめを行っています。また、職員が同じ認識を持って業務にあたるために、「気づく行動」や「思いやり」を持って業務に取り組むことを重視し、見える化を推進しながら情報共有に努めています。計画の作成にあたっては、主に主任が担当し、会社指定のフォーマットを使用しています。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 本社で開催されるエリア会議、ブロック会議、職種別会議で、情報や課題について横断的に検討し計画の作成につなげています。重要な方針を決定した際には、会議の過程や決定事項が全職員に理解できるよう、その都度報告・連絡を行い、周知を図っています。当園ではこれらの情報を参考にしながら、全体会議や乳幼児ミーティング、各行事反省会など、数多くの意見交換の機会を設け、事業計画や重要課題について協議を行っています。また、円滑な園運営に向けて、本部の内部監査担当者及び保育現場を知る施設長が組み年に一度、整備すべき書類の確認や保育状況、保育環境についてなど、詳細のチェック項目に従いインスペクトシートを用いて監査をしています。さらに職員が不明に思っている方針や計画について、直接説明することで職員の理解を深める取り組みを行っています。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 施設長は全体会議や乳幼児ミーティング、各行事反省会など、数多くの意見交換の機会を利用し、重要課題について協議し、改善のための具体的な方針を示しています。また、定期的に個別面談を実施し、職員との対話を通じて課題や状況を把握し、必要なサポートを行っています。面談に際しては園内に個別面談が行える場所を設け、職員が安心して話しが出来る環境を整えています。</p>		

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 毎年、全職員が必須で受講するコンプライアンス研修を通じて、法令やプライバシーに関する知識を深め、意識の向上に努めています。遵守すべき法令や倫理については、所定の書式を用いて全職員がいつでも確認できるようにし、常に情報にアクセスできる環境を整えています。また、「コンプライアンス違反通報窓口」として職員ロッカーにQRコードを設け、本部に直接匿名での相談に対応し、職員が安心して問題を報告できる体制となっています。虐待防止やプライバシー保護、個人情報の適切な取り扱いに関しては、専用のマニュアルを用意し、定期的な研修を実施することで、職員が不適切な対応を行わないよう指導し、全職員への徹底した周知を図っています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 園は学生見学やタイミーなどの制度を活用し、年間を通して東京福祉専門学校や植草短期大学、聖徳大学など、地方の大学など様々な学校から学生の受け入れを行っており、人材確保に努めています。新人が園に配属後は、新卒研修や2年目研修を実施し、人材の育成と定着に力を入れています。また、年に1度施設長のもとで役職の見直しを行い、本人との面談を経て決定された役割や権限については口頭および文書にて周知しています。人事評価に関しては、人事評価シートを用いることで評価方法を明確にし、客観性や透明性を確保しています。職員は毎年自己評価を作成し、目標を設定した上で施設長との数回にわたる面談で達成度を確認し、最終面談で評価結果を明確化しています。合意された評価結果は本部に報告され、給与査定に反映されています。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 施設長は、定期的に職員の有給休暇や時間外労働をチェックし、所定の残業時間を超えた場合には自動的に通知が来る仕組みを導入しています。それに基づき、必要に応じて人員配置の見直しを行い、残業時間を削減できるよう努めています。職員の休暇に関しては、シフト希望表を使用して希望を聞き取り、必要に応じて主任や施設長に相談できる体制を整えています。人事管理や給与計算については、本社の経営管理課が担当し、園スタッフの事務的負担を軽減する取り組みとなっています。勤務体制はシフト制を採用し、勤務状況は毎月施設長が労務課に報告しています。時間外勤務が多い職員には、担当している業務内容のヒアリングを行い、事務時間の確保などの支援を行っています。個別の相談対応も積極的に行っており、定期的および必要に応じて面談を実施しています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 新卒社員には、3年間にわたり定期的な研修が実施され、「主任ライセンス」や「施設長ライセンス」などのライセンス制度を導入し、明確な能力基準を設けています。毎月本社から研修リストが通知され、希望者も参加可能な研修やOJT研修が行われています。柏市や千葉県主催の研修にも参加し、個人別育成計画に基づく研修計画でスキルアップの機会を提供しています。さらに、法人全体でeラーニングを導入し、新卒社員には専任の教育担当者がつき、個別面談を通して業務や個人の成長をサポートしています。OJT研修は本社主催で行い、園では施設長が現場指導を行っています。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 千葉県キャリアアップ研修、柏市主催の研修、発達支援、子育て支援、アレルギー対策に関する研修に参加し、子どもの尊重や基本的人権について学び、それを日々の保育に意識して反映させています。必要に応じて、虐待防止アンケートや権利擁護に関するアンケートを実施し、自らの保育を振り返る機会を設けています。虐待を発見した際の対応フローを明文化し、関係機関との連携が取れる体制を整えています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 個人情報保護に関する方針は、ホームページや入園説明会で使用する重要事項説明書内に明示しています。また、利用者には利用目的を説明しており、求めがあった場合には、名前などの個人情報を伏せた形で情報を提供しています。職員に対しても、個人情報保護に関する方針を随時確認できるよう、事務所内に文書を設置して周知を徹底しています。</p>		

13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
(評価コメント) 行事ごとにアンケートを実施し、利用者の声やご意見を集計し、その結果を基に指摘された箇所や把握した問題点、改善点について職員同士で話し合い、改善に努めています。また、会社所定の苦情報告書や育児相談シートがあり、苦情や相談があった際にはそれらに記録しています。苦情・相談受付箱は設置していませんが、専用のはがきをエントランスに設置し、利用者が気軽に意見を伝えられるようにしています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
(評価コメント) 重要事項説明書内および園内エントランスに相談・苦情受付対応窓口と担当者の情報を明記及び掲示して周知を図っています。苦情や相談があった際には、相談・苦情対応マニュアルに基づき、速やかに対応し、苦情報告書や育児相談シートに記録しています。保護者には、職員同士で話し合った結果を迅速に説明し、理解と納得を得るよう努めています。苦情の受け取り方法としては、エントランスに設置のはがきの他メール、連絡アプリのコメント欄、口頭、電話などで対応しています。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
(評価コメント) 年に2回の自己評価シートを実施するほか、法人内監査での評価を行い、課題となる部分については改善に努めて職員自身の保育を振り返る仕組みがあります。職員は年案、月案、週案に必ず自己評価を記入し、記録を取り、3か月に1度、施設長との面談を行い、振り返りを行う事で、より質の高い保育へとつなげる仕組みが有ります。また、本年度は第三者評価結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たします。		
16	提供する教育及び保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
(評価コメント) 園内に、保育や給食などに関する業務の基本手順はマニュアルとして保管されています。新人教育や現場では必要に応じた活用が行われています。またマニュアルの見直しは園に置いて実施できるようになっており、必要に応じて随時、施設長を中心に主任、副主任が参加する職員会議、監査前の会議などにおいて行います。さらに本部が園の状況や修正の情報を踏まえて年に一度定期的な見直しを行い、園での活用役に役立っています。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
(評価コメント) 園ではホームページで公表し、年2～3回、土曜日に保育体験会を実施しています。本年度は7月と9月に実施し、9月には20組の参加がありました。その他、随時、園への直接の電話や本社がメールで受けた申し込みを可能な限り日程を調整し、見学の対応を行っています。毎年、年間60組以上の見学を受け入れています。見学に際しての対応は施設長が主に行い、不在の場合は主任が代行しています。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
(評価コメント) 入園説明会時、入園案内、重要事項説明書を配布し、園の理念、年間行事、日課など園の取り組みや考え方など詳細な説明を行い、保護者の署名捺印を得ています。食物アレルギーを含む子どもの健康管理や給食への対応、災害時の安全対策など、利用の際の留意事項をわかりやすく明記しています。保護者の用意する持ち物はわかりやすく説明し、スモック(全園児)やお道具箱(幼児組)などの購入の理解を得ています。説明会后、親子との面接を行い、対応で気をつけることなどを共有し個人記録表に残しています。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
(評価コメント) 全体的な計画は、厚労省で定められた保育所保育指針を軸に、法人の理念や保育目標・子どもの発達過程に配慮した計画を作成しています。全職員は掲示及び共有ノートにて確認後、押印して年間指導計画に参画しています。子どもや家庭の状況は児童票に記載し、就労証明書からも把握しています。地域の実態は、保護者からの情報や、市のホームページ、園長会議や幼保こ小会議などで実態を把握し、指導計画作成に活かしています。		



20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的、短期的な年間指導計画と月案・週案を作成し、乳児・未満児(0.1.2歳児)に対しては個別計画を作成、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては個別計画、個別配慮を明記し、職員会議・昼礼で共有しています。2ヶ月に1回ビデオカンファレンス(保育活動をビデオ撮り話し合いを持つ)を行い、環境構成・子どもの姿・保育士の行動の3つの視点で、実践した内容を必ず振り返る(事前に施設長・主任と振り返りのフィードバックを行う)ことで、次の計画に改善・反映させています。個々の子どもの様子や保護者支援、保育環境についても積極的な検討に取り組んでいます。</p>		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■ 好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 各年齢の興味や発達に応じた玩具や遊具を用意し、自由に選んで遊べるように環境設定しています。例えば、0.1歳児は口に入れても飲み込まない大きさに注意し、柔らかい感覚的な玩具。2歳児は指先を使うようブロックや体幹を意識した平均台遊びなど。3歳児以上はままごとコーナー、人形遊びなど。5歳児は頭脳系(オセロなど)、想像力(カプラ)、知育遊び等々玩具棚から選んで遊べるようにしています。子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、保育者は子どもの気持ちを受容し、応答的な言葉かけを心掛けています。子どもが自分で考え、判断し、責任を持って行動する力を育むために、子どもの個性を受け入れ、新しいことに挑戦できるよう環境の整備を一緒に考え、行動し学んでいけるよう支援しています。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) おさんぽマップを作成し、玄関先に掲示して保護者に伝えています。散歩に行った際は、地域の方と大きな声で挨拶を交わし、草花を観察したり、消防署に寄り見学したり、消防車に乗せてもらうなどの機会があります。子どもの興味・関心を保育活動に生かすために①子どもの様子を観察し、子どもの好きを見逃さない②様々な体験の機会を作る③熱中している時はそっと見守る④子どもの意思を尊重するなど考慮しています。大型バスを利用した親子遠足を行っています。</p>		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子ども達同士で解決するように援助している。</li> <li>■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 異年齢の子どもとの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 保育者は集団生活の中で、子ども同士が人間関係をより良く育めるよう、日々の生活の中で少しずつルールを教え、自分の気持ちを調整して友達と折り合いをつける意識が育まれるよう取り組んでいます。トラブルが生じた際は、年齢や発達に応じて、保育者が双方の気持ちを代弁したり、仲立ちとなって適切な言葉かけを行うなど、双方が相手の気持ちに気づき、子ども同士で考えて解決できるように見守ることを大切にしています。トンネルや大型ブロックを使ったサーキット遊びなどで 順番や協調性を育むなどの社会的ルールを身に付けられるよう配慮し、日々の当番活動や製作の時間、劇遊びの中で役割をお互い補い合って作り上げたりできるよう援助しています。異年齢の交流は日々の合同保育、行事(夏祭り、運動会など)、集団ゲーム(いすとり)、合同散歩などの機会があります。</p>		
24	<p>特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもの個別指導計画を作成し、職員全体で職員会議、朝礼、昼礼、共有ノートにて情報を共有し、どのような配慮が必要なのか話し合い決定しています。担当職員は柏市主催の障害児研修を受講し、又行政や療育機関(AIAI PLUS)と連携し、アドバイスを受けて個別指導計画に反映して支援しています。保護者に対しては保育園での子どもの様子を伝え、専門機関の情報を伝えながら、少しずつ理解を求めて繋げています。</p>		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研究が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 引き継ぎや保護者への伝達事項は各クラス毎の出欠表に記入し、できるだけ担当が対応することとし、共有ノート、朝礼、インカムにてその都度伝達漏れが無いよう工夫しています。時間外保育担当職員は必要に応じた内部研修を受けています。子どもが安心・安定して過ごせる人的環境として、周りの保育者や友達と交流する場を設けたり促したりして周りの人との関わり合いを楽しめるように整え、子どもの気持ちに配慮した保育時間を作っています。また異年齢で過ごす合同保育時は遊具や玩具の配置を工夫し、年長の子どもが負担にならないよう言葉かけに配慮し、ふれあい遊びなどを積極的に取り入れています。途中入園の子どもに対しては慣らし保育スケジュールを作成し、丁寧に対応しています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 日々登降園時に一人ひとりの保護者と少しでも話せるような雰囲気づくりをし、積極的に声をかけています。必要な時には面談や相談の時間を設け、信頼関係を築いています。随時、育児相談票に記録も残しています。年1回、6月に実施する(平日5日間に渡り)園独自の「保育参加」は、保護者のほぼ全員が半日保育士体験と給食試食に参加し、保育への理解が深まる機会となっています。年長児の就学に向けた取り組みとして柏第二小の校舎見学をし、交流する(縄跳び又はお買い物ごっこ予定)機会を作り就学イメージを持つことが期待できます。保育所児童保育要録を作成し、就学予定小学校へ送付しています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 看護師のもと年間保健計画を作成し、子どもの健康状態、発育、発達状態が把握できるよう、嘱託医による年2回の内科健診と年1回の歯科検診を行い、毎月の身体測定の結果と同様アプリにて保護者と共有することで、子どもの健康維持の継続を図っています。また、必要に応じて食生活や運動などについての助言も保護者に行っています。SIDSに関する園内研修があり、アプリにてSIDSチェック表に記録し、午睡センサーを活用した取り組みもしています。保護者への情報提供は入園時に説明し、ポスターを掲示しています。不適切な養育の兆候や虐待が疑われるケースがある場合は子ども虐待通告報告書を用意しています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 保育中の子どもの体調不良や怪我・事故が発生した場合は、対応マニュアルに沿って保育者と看護師で連携し、応急処置を行い、施設長に報告、受診の必要がある際は保護者に連絡し、施設長が同行します。保護者同行はお願いするが必ずしもではない場合もあります。受診の時は本部にも連絡しています。感染症予防の対策として、自治体や保健所からの指示に従い、その旨を保護者にも丁寧に説明しています。感染症発生状況は玄関掲示、保健だより、CCS アプリで保護者に周知し、流行時はこまめな手洗いと使い捨て手袋、エプロンを使ったトイレ介助、薬剤を使つてのトイレ清掃を徹底しています。事務室の一角に医務スペースを設け、薬品・応急処置の用品を常備し、災害時用と各クラスへ救急箱を配備しています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) 管理栄養士のもと食育計画(1歳から5歳児)を立案し、子どもの興味・関心に合わせた内容で取り組んでいます。園庭の畑で夏野菜(オクラ、トマト、とうもろこしなど)を育て収穫したものを、例えば2歳児はトマトクッキー作り、5歳児はコーンパン作りなどクッキングをして皆で食べる体験を通して、食べ物への関心を高め、調理員さんや自然の恵みに対する感謝の気持ちを育む取り組みをしています。食物アレルギー児に対しては、医師の食物アレルギー診断書を出してもらい、除去や代替食を提供しています。受け渡し確認票を基に保育者と調理師が指差し口頭確認し合い、名前入りの色の違うトレーを使用して誤食防止を徹底しています。保育者は子どもが食事を楽しめるよう「美味しいね」と言葉かけしながら無理やり食べさせることがないよう、安心して食べられるようにと心掛けています。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
(評価コメント) 各保育室の採光、室温や湿度を確認し、加湿器、空気清浄機、エアコンを使用して快適に過ごせるようにしています。子どもへの手洗い指導は看護師中心に「30秒の教え」を行い、ペーパータオル使用で衛生面・健康面に十分配慮しています。園庭の遊具や玩具、プラネタリウムは毎日の安全点検の際、玩具の消毒、砂場の消毒(週1回)を行うなどの衛生管理に努めています。各保育室内は整理、整頓が十分にされており、子どもが清潔に安全に過ごせるように環境を整えています。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
(評価コメント) 事故発生防止ガイドラインを整備し、事故報告書に状況を記録し本部に提出する他、全職員への周知徹底を行い、類似案件に関しては未然に防ぐ対策に取り組んでいます。ヒヤリハット報告書の内容は、週1回、全職員で情報を共有して対策を協議し、確認後押印しています。毎週施設・遊具安全点検表にてチェックし、破損などの状況は報告しています。年1回職員による不審者侵入訓練を行っています。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
(評価コメント) 危機対応・安全管理マニュアルを整備し、職員は役割分担表を常に確認しています。毎月の避難訓練を計画、実施し、報告書を作成しています。年2回は消防士による総合避難訓練を行っています。また、年1回保護者参加の引渡し訓練は連絡帳アプリ、一斉メール連絡、ブログ配信を利用してシミュレーションをしています。子どもの安否確認方法は同じく一斉メールやブログを通じて伝達する仕組みを作り、保護者、職員共に情報共有をします。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
(評価コメント) 地域の子育てニーズは地域のホームページ、園見学、保護者からの情報を参考にしています。年3回本部主催の保育体験会を一般に募集して申し込みを受け付けています。園見学の際は育児相談を実施し、子育てに関する援助と情報の提供をしています。地域の人たちとの交流はお散歩で挨拶を交わしたり、公共施設(消防署など)の利用を通じて社会体験が得られる機会もあります。		